

令和3年 第1回

津 軽 広 域 水 道 企 業 団 議 会 臨 時 会

会 議 録

令和3年3月24日 開会

令和3年3月24日 閉会

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

提出議案目録

議案第4号 令和2年度津軽広域水道企業団水道事業会計資本金の額の減少について

議案第5号 津軽広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案

議案第6号 津軽広域水道企業団副企業長の選任について

(以上 3月24日 提出)

令和3年第1回 津軽広域水道企業団議会臨時会 議事日程

令和3年3月24日 午後2時 開議

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 諸般の報告

第5 議案審議

議案第4号 令和2年度津軽広域水道企業団水道事業会計資本金の額の減少について

議案第5号 津軽広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案

議案第6号 津軽広域水道企業団副企業長の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（8名）

1番	弘前市副市長	鎌田雅人	議員	6番	藤崎町長	平田博幸	議員
2番	黒石市長	高樋憲	議員	8番	板柳町長	成田誠	議員
3番	五所川原市長	佐々木孝昌	議員	9番	鶴田町長	相川正光	議員
4番	平川市副市長	古川洋文	議員	10番	つがる市長	倉光弘昭	議員

欠席議員（2名）

5番	青森市長	小野寺晃彦	議員	7番	田舎館村長	鈴木孝雄	議員
----	------	-------	----	----	-------	------	----

地方自治法第121条による出席者

企業長	櫻田宏	代表監査委員	菊地直光
副企業長	長尾忠行		
事務局長	加藤和憲	西北事業部長	對馬繁樹
津軽浄水課長	山田章永	西北総務課長	杉野森登一
津軽工務課長	佐藤克嗣	西北工務課長	三上恒寛
津軽浄水課参事	寺山富士義	西北浄配水課長	三上久喜

議会事務局出席職員

書記長	津軽総務課長	千葉亨	書記	津軽総務課長補佐	古山潤
-----	--------	-----	----	----------	-----

職務のため出席した事務局職員

津軽総務課主幹	齊藤英樹	西北総務課長補佐	中野雅仁
---------	------	----------	------

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
午後 2 時00分 開会

○議長（高樋憲議員） これより、令和 3 年第 1 回津軽広域水道企業団議会臨時会を開会いたします。

前回の定例会後に、議員の異動がありましたので、ご紹介申し上げます。

今月、つがる市長に就任されました倉光弘昭氏が議員に就任されました。

○10番（倉光議員） よろしく申し上げます。（倉光議員一礼）

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） ただいまの出席議員は 8 名で、定足数に達しております。よって、これより会議を開きます。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 1、「議席の指定」を行います。

今回就任しました倉光議員の議席は、会議規則第 3 条第 2 項の規定により、10 番に指定いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。

8 番成田誠議員、9 番相川正光議員を指名いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日一日といたしたいと存じます。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定させていただきます。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第 4「諸般の報告」をいたさせます。

○書記長（千葉亨） （朗読）

諸般の報告

一 企業長提出議案 議案第 4 号から議案第 6 号の以上 3 件

以上

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、諸般の報告は終わりました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第5、議案第4号から議案第6号までの以上3件を一括議題とし、理事者より提案理由の説明を求めます。企業長。

○企業長（櫻田宏） 本日招集いたしました令和3年第1回津軽広域水道企業団議会臨時会に提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第4号は、令和2年度津軽広域水道企業団水道事業会計資本金の額の減少についてであります。

その内容は、令和2年度津軽広域水道企業団水道事業会計第1章津軽事業部水道用水供給事業の資本金を減少することについて、地方公営企業法第32条第4項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第5号は、津軽広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案についてであります。

その内容は、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、津軽広域水道企業団企業長等の企業団に対する損害賠償責任について、一部を免責することに関して必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第6号は、津軽広域水道企業団副企業長の選任についてであります。

当企業団の副企業長の任期は、企業団規約第8条の2第5項の規定により、当該市町村長の任期となっております。

現在は、副企業長でありました福島弘芳つがる市長の任期が3月12日までとなっていたことから、不在となっております。

このため、企業団規約第8条の2第2項の規定に基づき、西北事業部の事務を担当する副企業長の選任が必要となりますが、つがる市長倉光弘昭氏を適任と認め選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。議案の詳細につきましては、事務局より補足説明いたさせますので、十分にご審議の上、原案どおり御議決くださるようお願いいたします。

以上であります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、提案理由の説明は終わりました。これより、審議を進めます。

初めに、議案第4号令和2年度津軽広域水道企業団水道事業会計資本金の額の減少について審議いたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（加藤和憲） 議案第4号について補足説明を申し上げます。

令和2年度当初予算の資本的収入に計上している施設利用負担金及び資本的支出に計上している施設利用分配金については、西北事業部が津軽事業部から用水供給を受けるに当たり、整備済みの施設を利用するための負担金を西北事業部が津軽事業部に納付し、津軽事業部が同金額を9市町村に分配するものです。

西北事業部からの収入に関しましては法律に規定されておりませんが、津軽事業部からの支出に関しては資本金を減少する行為に当たることから、地方公営企業法第32条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第4号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号津軽広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案について審議いたします。

なお、本条例案については、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき、監査委員に意見を求めたところ、添付資料のとおり、異議なしとの回答を得ていることを報告いたします。

事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（加藤和憲） 議案第5号について補足説明を申し上げます。

令和2年4月1日に施行した平成29年改正の地方自治法により、企業長等の企業団に対する損害賠償責任について、一部を免責する旨を条例で定めることが可能となりました。

平成29年の地方自治法改正の趣旨は、会社法等の責任軽減制度を参考として、企業

長等の企業団に対する損害賠償責任について、条例で限定することを可能とする措置を講ずることにより、軽過失の場合における損害賠償責任の企業長や職員等個人への追及において、以前から課題として捉えられていた国家賠償法との不均衡及び職員等への萎縮効果に対応するためとされております。

当企業団では、当該地方自治法改正の趣旨を踏まえ、本条例を制定しようとするものであります。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第5号は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

～副企業長被選任者（倉光つがる市長）退場する。～

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 議案第6号津軽広域水道企業団副企業長の選任についてを議題といたします。

本案について、ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第6号は、原案に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案に同意することに決しました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
～副企業長被選任者（倉光つがる市長）入場、着席する。～

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 議案第6号は、原案に同意することに決しましたので、倉光弘昭氏からご挨拶をお願いいたします。

○10番（倉光弘昭議員） つがる市の倉光でございます。よろしくお願いいたします。このたび、副企業長に御選任、御同意いただきありがとうございます。皆様の御指導と御鞭撻をいただきながら頑張りますのでよろしくお願いいたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 以上をもって、本臨時会に付議された案件は、終了いたしました。よって、会議を閉じます。

企業長から、ご挨拶があります。企業長。

○企業長（櫻田宏） 令和3年第1回津軽広域水道企業団議会臨時会の閉会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

本臨時会におきましては、副企業長の選任及び水道事業会計資本金の額の減少についてなど、提出いたしました各議案について、慎重なご審議を賜り、本日ここに全議案議了、ご決定をいただきました。誠にありがとうございました。

議員の皆様には、くれぐれも健康に御留意され、一層の御活躍を祈念申し上げます。閉会に当たってのあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（高樋憲議員） これをもちまして、令和3年第1回津軽広域水道企業団議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後2時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

津軽広域水道企業団議会

議 長 高 樋 憲

(黒石市長)

署名議員 成 田 誠

(板柳町長)

署名議員 相 川 正 光

(鶴田町長)
